

今がチャンス!!

クボタ建設機械を導入するなら

即時償却

税額控除

固定資産税
減税

2017年4月1日
(平成29年)



2019年3月31日
(平成31年)

クボタ建設機械を導入して 税制の優遇措置を受けよう!



ミニバックホー



ホイールローダ

優遇措置を受けるための申請フロー

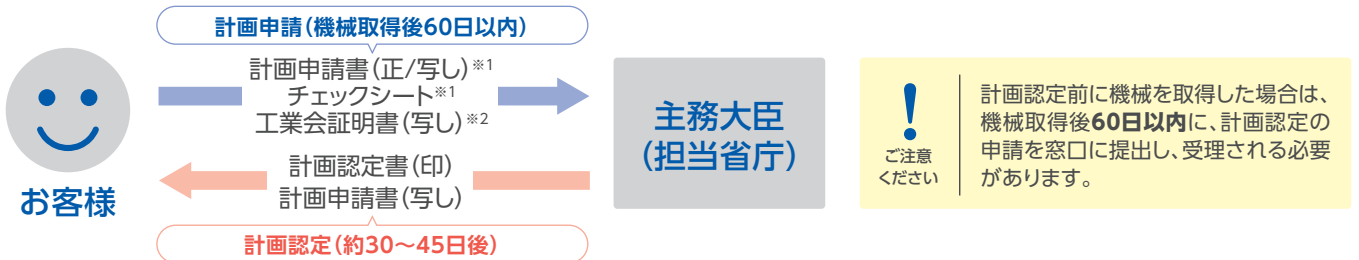


申請手続きには以下の3つのステップが必要です。

STEP1 工業会証明書取得 ■ 取得期間：約1ヵ月



STEP2 主務大臣の認定(各担当省庁) ■ 審査期間：約30~45日



※1 中小企業庁ホームページからダウンロードできます。http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
※2 工業会証明書の原本は、お客様で保管してください。

早めの手続きを
おすすめします!

機械取得前でもSTEP1(工業会証明書取得)・STEP2(主務大臣の認定)を受けることができます。取得前に手続きをしておくことで、余裕を持ってその後の手続きを進めることができます。

STEP3 特別申請・納税



※01.02は同時申請が可能です。STEP2で返送された計画認定書をコピーしてお使いください。

期間：2019年3月31日納入分まで

- 工業会証明書の発行や対象機種の確認につきまして、ご不明な点がございましたら、お気軽にクボタ販売店へお問い合わせください。
- また、計画申請書の内容や、利用できる税制措置については、お客様それぞれによって異なります。詳しくは国土交通省地方整備局や税務所、もしくは顧問の税理士や市役所にお問い合わせください。
- リース契約の場合は、リース契約会社にお問い合わせください。

01

中小企業
経営強化税制

対象機械を購入すると

即時償却 or
税額控除

資本金の額により控除額が変わります

- 資本金3000万円超え1億円以下 ▶ 物件価格の7%控除
- 資本金3000万円以下 ▶ 物件価格の10%控除

※ 計画認定前に機械を取得した場合は、機械取得後60日以内に、計画認定の申請を窓口に提出し、受理される必要があります。

対象事業者

青色申告をしている中小企業者等

(資本金1億円以下の法人、または常時使用する従業員が1000人以下の個人事業主・法人)

※ 中古資産・貸付資産(レンタルを目的)は対象外。

※ ファイナンス・リース取引のうち所有権移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象。

所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除の規定のみの適用。

クボタの対象機種

後方小旋回機	U-17・U-20-3α★・U-25-3α★・U-30-6 U-35-6・U-40-6E・U-55-6E
超小旋回機	RX-205・RX-306E・RX-406E・RX-506
標準機	KX-57-6E
ホイールローダ [®]	R430M・R430E・R530E・R630E



※ 購入価格が160万円以上であること

※ ★標準バケット装着仕様のみ

● 例えば、クボタミニバックホーを300万円で購入すると…

 物件価格：¥3,000,000 法定耐用年数「6年」で定率償却実施(200%定率)、初年度33.3%

 償却前利益：¥5,000,000 ※ 償却前利益=経常利益=営業利益と仮定

 購入時期：1月

	償却前利益	減価償却	特別償却	税引前利益	法人税額 (税引前利益×29.97%)	税額控除 (法人税額の20%が上限)	当期利益	期末簿価
通常処理	5,000,000	999,000	—	4,001,000	1,199,100	—	2,801,900	2,001,000
即時償却	5,000,000	—	2,999,999	2,000,001	599,400	—	1,400,601	1
税額控除 10%	5,000,000	999,000	—	4,001,000	1,199,100	239,820	3,041,720	2,001,000
税額控除 7%	5,000,000	999,000	—	4,001,000	1,199,100	210,000	3,011,900	2,001,000

※ 法人税率をはじめとした控除内容については、お客様の経営状況や事業規模、購入いただく製品によって異なります。

詳細についてはお近くの税務署、顧問税理士や会計事務所にお問い合わせください。

必要手続 「優遇措置を受けるための申請フロー」をご覧ください

02

中小企業等 経営強化法 固定資産税の特例

対象機械を購入すると

固定資産税が3年間1/2に減税

年末頃に機械を取得する場合はご注意ください。

●取得した年の年末までに計画認定が間に合わなかった場合は、翌2年間しか減税されません。

- ※ 計画認定前に機械を取得した場合は、機械取得後60日以内に、計画認定の申請を窓口に提出し、受理される必要があります。
- ※ 自治体によってはミニバックホーとホイールローダを固定資産以外に分類する所があります。その場合は当制度は適用不可となります。

対象事業者

青色・白色申告を問わず中小企業者等
(資本金1億円以下の法人、または常時使用する従業員が1000人以下の個人事業主・法人)

※ 貸付資産(レンタルを目的)も対象。

※ 中古資産は対象外。

※ ファイナンス・リース取引のうち所有権移転・所有権移転外リースの固定資産税についても対象。

クボタの対象機種

後方小旋回機	U-17・U-20-3α★・U-25-3α★・U-30-6 U-35-6・U-40-6E・U-55-6E
超小旋回機	RX-205・RX-306E・RX-406E・RX-506
標準機	KX-57-6E
ホイールローダ [※]	R430M・R430E・R530E・R630E

※ 購入価格が160万円以上であること

※ ★標準バケット装着仕様のみ



● 例えば、クボタミニバックホーを300万円で購入すると…3年間で約3.7万円の減税

物件価格：¥3,000,000 法定耐用年数「6年」旧定率法にて償却

	1年目 固定資産	2年目 固定資産	3年目 固定資産
償却後簿価	2,521,000	1,716,000	1,168,000
固定資産税額	35,200	24,000	16,300
税額軽減額	17,600	12,000	8,200

※控除内容については、お客様の経営状況や事業規模、購入いただく製品によって異なります。

詳細についてはお近くの税務署、顧問税理士や会計事務所にお問い合わせください。

必要手続

「優遇措置を受けるための申請フロー」をご覧ください

03

中小企業 投資促進税制

機械の種類を問わず160万円以上の機械を購入すると

特別償却 [30%償却] **or**
税額控除 [資本金3000万円以下の場合のみ
● 税額控除 ▶ 物件価格の7%控除]

対象事業者

青色申告をしている中小企業者等
(資本金1億円以下の法人、または常時使用する従業員が1000人以下の個人事業主・法人)

- ※ 中古資産・貸付資産(レンタルを目的)は対象外。
- ※ ファイナンス・リース取引のうち所有権移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象。所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除の規定のみの適用。

クボタの対象機種

- 対象機種については、お気軽にお近くのクボタ販売店へお問い合わせください

※ 購入価格が160万円以上であること

- 例えば、クボタミニバックホーを300万円で購入すると…

- 物件価格：¥3,000,000 法定耐用年数「6年」で定率償却実施(200%定率)、初年度33.3%
- 償却前利益：¥5,000,000 ※ 償却前利益=経常利益=営業利益と仮定
- 購入時期：1月



	償却前利益	減価償却	特別償却	税引前利益	法人税額 (税引前利益×29.97%)	税額控除 (法人税額の20%が上限)	当期利益	期末簿価
通常処理	5,000,000	999,000	—	4,001,000	1,199,100	—	2,801,900	2,001,000
特別償却 30%	5,000,000	999,000	900,000	3,101,000	929,370	—	2,171,630	1,101,000
税額控除 7%	5,000,000	999,000	—	4,001,000	1,199,100	210,000	3,011,900	2,001,000

※法人税率をはじめとした控除内容については、お客様の経営状況や事業規模、購入いただく製品によって異なります。詳細についてはお近くの税務署、顧問税理士や会計事務所にお問い合わせください。

必要手続

	個人事業主の場合	法人の場合
特別償却	青色申告決算書に必要事項を記入	法人税の確定申告書に「特別償却の付表」(中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)と適用明細書を添付する
税額控除	確定申告書に「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を添付	法人税の確定申告書に「別表」(中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額特別控除に関する明細書)と適用額明細書を添付する

参考：中小企業庁ウェブサイト 財務サポート「税制」 中小企業税制パンフレット「中小企業投資促進税制」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

優遇税制の内容

名称	01 中小企業経営強化税制	02 中小企業等経営強化法 固定資産税の特例	03 中小企業投資促進税制	
概要	即時償却 or 税額控除	固定資産税を1/2に軽減※1 ※2	30%特別償却 or 税額控除	
対象資産・対象項目	中古・貸付資産は対象外	貸付資産(レンタルを目的)も対象 中古は対象外	中古・貸付資産は対象外	
対象事業者	青色申告をしている中小企業者等	青色・白色申告問わず中小企業者等	青色申告をしている中小企業者等	
対象物件	旧モデルから1%以上生産性が向上したモデルで10年以内に発売された機種※3 単品160万円以上		単品160万円以上	
特別償却	即時償却(100%)	固定資産の課税標準を 1/2に軽減(3年間)	30%特別償却	
税額控除 資本金 3000万円以下	物件価格の10%		いずれかを選択	物件価格の7%
税額控除 資本金 3000万超え 1億円以下	物件価格の7%			対象外
期間	2017年4月1日～2019年3月31日			
申請の注意	計画認定前に機械を取得した場合は、機械取得後60日以内に 計画認定の申請を窓口へ提出し、受理される必要があります		お近くの税務署・税理士に お問い合わせください	

※1 機械を取得した年の年末までに主務大臣の認定を受けた場合は3年間、受けられなかった場合は翌2年間。

※2 自治体によってはミニバックホーとホイールローダを固定資産以外に分類する所があります。その場合は当制度は適用不可となります。

※3 発売年で起算して10年以内であること。

■ 中小企業庁ウェブサイト 経営サポート「経営強化法による支援」 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

■ 国土交通省 地方整備局のご案内 <http://www.mlit.go.jp/about/chihoseibi.html>



URL:<http://www.kenki.kubota.co.jp>

株式会社クボタ 建設機械マーケティング第二部 大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47
株式会社クボタ建機ジャパン 本社 大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47 ☎06-6648-2120

北海道営業部	北海道北広島市大曲工業団地3-1	☎011-377-5511
東北営業部	宮城県名取市田高字原182-1	☎022-384-2144
関東第1・第2営業部	東京都中央区京橋2-1-3	☎03-3245-3614
中部営業部	愛知県一宮市観音町1-1	☎0586-73-1235
関西営業部	兵庫県伊丹市奥畑5-10	☎072-781-7715
中国営業部	広島県呉市広多賀谷3-4-10	☎0823-72-0233
四国営業部	香川県丸亀市飯山町下法軍寺90	☎0877-98-0277
九州営業部	福岡県大野城市御笠川2-3-1	☎092-503-3802

製品の詳しいご相談は下記までご連絡ください。